愛媛県核燃料税の変更について

1. 愛媛県核燃料税変更の理由 [愛媛県協議書抜粋]

平成28年5月10日に伊方1号機は廃炉となり、平成29年6月28日に原子炉等 規制法に基づく廃止措置計画は認可となったところです。

本県では、昭和54年1月に法定外普通税として核燃料税を創設し、安全対策 及び防災対策をはじめ、生業安定対策や民生安定対策の諸施策の財政需要に対 応してきたところですが、福島第一原発の事故を受けて原子力災害対策重点区 域が拡大されたこと等によって、財政需要が増大している状態にありながら、 伊方1号機は廃止措置計画が認可されたことから出力割の課税期間は終了す るうえ、2号機については、再稼働が見通せず価額割の収入も見込めない状況 となっており、今後の安定した財源の確保は大きな課題となっております。

こうしたことから、本県においては、平成31年1月15日までが有効期間となっている現行の愛媛県核燃料税条例について、有効期間の満了を待たずして、廃止措置作業中についても、税率を引下げたうえで、引続き課税できるよう当該条例の改正を行い、増大している財政需要の財源の一部とすることが適切であるとの判断から、地方税法第259条第1項の規定に基づき、総務大臣に法定外普通税の変更の協議をするものです。

2. 愛媛県核燃料税の概要

課税団体	愛媛県
税目名	核燃料税(法定外普通税)
課税客体	①価額割:発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割:発電用原子炉を設置して行う <u>運転及び廃止</u> に係る事業
課税標準	①価額割:発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割:発電用原子炉の熱出力
納 税 義 務 者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割:核燃料価額の100分の8.5 ②出力割:40,000円/千kW/課税期間3か月 (廃止措置計画の認可後は30,000円/千kW /課税期間3か月)
徴 収 方 法	申告納付
収入見込額	(平年度) 1,369百万円
非課税事項	
徴税費用見込額	(平年度) 124千円
課税を行う期間	5年間(平成26年1月16日~平成31年1月15日)

[※] 下線部が変更箇所を示す。

3. 同意要件との関係

愛媛県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- 〇地方税法 (昭和25年法律第226号) (抄) (総務大臣の同意)
- 第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
 - 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
 - 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
 - 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。
- (1)「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

発電所に対する税としては、電源開発促進税(国税)があるが、今回変 更を予定している愛媛県核燃料税の課税標準は「発電用原子炉に挿入され た核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、電源開発 促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にし ている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を 同じくするものは認められない。

(参考) 愛媛県核燃料税と電源開発促進税との比較

項	目	愛媛県核燃料税	電源開発促進税
納税	義務者	発電用原子炉の設置者	一般送配電事業者
課税	总客 体	①価額割:発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割:発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止 に係る事業	販売電気
課税	兑標 準	①価額割:発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割:発電用原子炉の熱出力	販売電気の電力量
税	率	①価額割:核燃料価額の100分の8.5 ②出力割:40,000円/千kW/課税期間3か月 (廃止措置計画の認可後は30,000円/千kW /課税期間3か月)	375円/千kWh

② 住民の負担

特定納税義務者である四国電力は、年間売上高6,131億円(平成28年度決算ベース)の企業 (注)であり、本件条例による負担は約11億円/年(平成26年度から平成30年度までの5か年平均。今回の変更を織り込んだもの。)であり、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり13.14円/月と見込まれ、今回の変更によっても、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

- (注)四国電力の経常利益は平成28年度決算ベースで約104億円である。
- (2)「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

愛媛県核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3)「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。愛媛県核燃料税は、愛媛県における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に 照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回変更を予定している愛媛県核燃料税については、地方税 法第261条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断 する。